

ストップ滞納!!

税の徴収強化月間スタート!

～滞納処分の流れ～

納税通知書発送

督促・催告

期限を過ぎると、督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。それでも納付していただけない場合は催告書を送付します。

財産調査

勤務先・売掛先へ調査、金融機関へ預金調査、保険会社へ保険加入調査の他、所有している自動車などの様々な調査を行います。

財産差押

財産調査で発見された滞納者の財産に対して差し押さえを行います。

換 価

差し押さえた財産を現金に換えて町税に充当します。自動車などは公売（売却）を実施します。

【滞納処分実績】

年 度	平成30年度
差押件数	143件
換価金額	13,752千円



《《《差押財産の公売を行います》》》

千葉県では、地方税の滞納により差し押さえた不動産（農地）を、会場入札による公売で売却します。

【日時】令和2年2月13日㊦ 受付13:00～13:50、入札13:30～14:00、開札14:02～

【場所】千葉県香取合同庁舎3階小会議室1 千葉県香取市佐原イ92-11

売却区分番号	所在地	地目 (登記)	地積 (㎡)	用途地域など	見積価額 (万円)	公売保証金 (万円)
香取3	神崎町郡字恩田 145番1及び146 番1	田	1,798	・都市計画区域外 ・農業振興地域（農用地区域）	40.4	
香取4	神崎町郡字重田 1973番	田	1,180	・都市計画区域外 ・農業振興地域（農用地区域）	26.5	
香取5	神崎町郡字上江口 2040番	田	296	・都市計画区域外 ・農業振興地域（農用地区域）	3.1	

※売却決定日時までに滞納している徴収金が完納となった場合など、公売を中止することがあります。

※物件が農地につき、入札に参加する場合、公売日当日に神崎町農業委員会の交付する買受適格証明書の提出が必要となります。買受適格証明書の交付申請については、令和2年1月24日㊦までに神崎町農業委員会で手続きが必要です。手続きの詳細については、神崎町農業委員会（☎2114）にお問い合わせください。

※公売の詳細は、千葉県総務部税務課特別滞納処分室（☎043-223-3097）にお問い合わせください。